

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 7 月 1 6 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
24 前田 孝幸

以上 9 名

欠 席 委 員 22 中野 たつ子

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 7 森 哲也・14 宮本 政春

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 非農地証明願いについて
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。
 本日の欠席は、22番 中野 たつ子委員の1名で出席委員数は9名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 7番 森 哲也委員、14番 宮本 政春委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 報告案件の前に、恐れ入りますが、議案書の一部訂正を2か所お願いします。
 10ページ、番号2 事由欄につきまして、受人の事由を「相手方の要望」に訂正をお願いします。
 11ページ、番号1 職業欄につきまして、「小売業」に訂正をお願いします。
 大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。
- それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から2で、件数は2件、合計面積は田で3, 219㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから6ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から14で、件数は14件、合計面積は27, 270. 41㎡で、その内訳は田が16, 392㎡、畑が10, 664. 10㎡、その他が宅地で214. 31㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 7ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1、公衆用道路用地
 でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は畑で25㎡でございます。
- 8ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、宅地分譲
でございます。
以上、件数は1件、合計面積は畑で1, 133㎡でございます。

9ページをお願いいたします。
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号1、株式会社 _____、主たる耕作物 肉牛、耕作面積 田 0.07ha、合計 0.07ha。
番号2、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻・麦、耕作面積 田 26ha、合計 26ha。
以上、件数は2件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 八ッ山、受人 _____、面積 7,059㎡、渡人 _____、面積 158㎡、申請地 白山町八対野東_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 158㎡。
これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 八手俣、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____ 外1名、面積 4,977㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 495㎡ 外3筆、合計面積 3,018㎡。
これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 太郎生、受人 _____、面積 6,793㎡、渡人 _____、面積 3,329㎡、申請地 美杉町太郎生下切_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 327㎡ 外1筆、合計面積 1,074㎡。
これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 下多気、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 6,785.61㎡、申請地 美杉町下多気野登瀬_____、台帳地目・現況地目とも田、面積446㎡ 外2筆、合計面積 1,875㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

以上、件数は4件、合計面積は6, 125㎡で、その内訳は田が2, 949㎡、畑が3, 176㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。1番お願いします。

西森委員 17番、西森です。7月9日に中谷、西森両委員、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。場所は国道165号線を少し下がったところで、_____があるのですが、そこから東の方に100メートルほど行ったところ。_____の裏手になる場所でした。現況は木が生えているかたちで、所有権移転で畑にさせていただくのは結構かなという感じでした。

議長 ありがとうございます。2から4番お願いします。

結城委員 18番、結城です。2、3、4と説明いたします。まず2番から、9日に地元推進委員と事務局で現地確認いたしました。後継人も無く耕作するには労力不足であり、受人に農地を引き受けて貰う。受人は去年まで茶畑を耕作しておったのですが、渡人の農地の耕作をしていきたい。これ茶畑です。3番、これも9日に地元推進委員と事務局とで現地を確認致しました。渡人は相続して、維持管理が出来ないため今耕作しておる_____に譲渡したいということです。

4番下多気ですが、9日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。渡人は遠方に移住しており耕作等が困難なので売却したい。受人は田舎暮らしを希望して、申請地に隣接する住宅を購入して、自給の水稻を作りたいということです。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定し

たいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

11ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 上多気、申請者 _____、申請地 美杉町上多気平谷 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 479㎡。

これにつきましては、申請地を植林するものです。

昭和40年ごろ耕作不便により植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で479㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

結城委員

18番、結城です。地元推進委員と事務局とで現地確認いたしました。

近隣が山林で、50年ほど前に畑として耕作が出来なくなり植林をしたということです。山の中の農地である。始末書と写真が添付されています。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町津ノ京_____、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積 47㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路とするものです。

昭和49年9月に、畑、家屋への進入道路として転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町狐塚_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 28㎡ 外1筆、合計面積 214㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地、駐車場用地とするものです。

申請地は、受人が購入した宅地の隣地であり、自身の経営する解体業において用いる計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 森町下新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 49㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

受人は、_____株式会社の代表であり、法人の従業員用駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 森町下新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 200㎡ 外2筆、合計面積 1,194㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸駐車場用地とするものです。

申請地は、法人所有の工場のごく近隣であり、下請業者に向けた貸駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野南浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 258㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野内山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 373㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 _____ 外1名、渡人 _____、申請地 一志町片野内山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 517㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山新出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 581㎡ 外1筆、合計面積 842㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人は、一志エリアを中心に外構工事などの受注が増加したため、申請地を資材の一時保管場所として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山新出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 177㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を住宅敷地用地とするものです。

申請地は受人の住宅の隣地であり、住宅敷地を拡張するために、今回取得するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山新出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 370㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を住宅敷地用地とするものです。

申請地は受人の住宅の隣地であり、住宅敷地を拡張するために、今回取得するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大三、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木柏原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 977㎡ 外1筆、合計面積 1,851㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、860.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八ッ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町八対野東 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 887㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、404.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.6%
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八ッ山、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白山町八対野東 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 1,203㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、430.08㎡、不整形地であるため、パネルの設置率
は、転用面積の35.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 八手俣、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請
地 美杉町八手俣脇ヶ野 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 1
12㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場
用地とするものです。

申請地について、渡人の父が生前から茶畑用の駐車場として使用してきた旨
の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町
八知西山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 899㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.51㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.
4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町
八知椋田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,047㎡ 外
2筆、合計面積 2,044㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事業敷
地用地とするものです。

申請地は、受人が代表を務めていた法人が、平成4年ごろに _____ を開設
した当時から、 _____ 敷地として利用してきた旨の始末書の提出があります
ことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知田し路_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 190㎡ 外1筆、合計面積 2, 059㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、530.40㎡、不整形地であり、既存の農道部分を維持するため、パネルの設置率は、転用面積の25.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 八知、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 美杉町八知田し路_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 842㎡ 外2筆、合計面積 2, 136㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、530.40㎡、不整形地であるため、パネルの設置率は、転用面積の24.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は18件、合計面積は15, 232㎡で、その内訳は田が6, 395㎡、畑が8, 837㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会いいただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番、田口です。9日に地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、私、久居事務局と現地を確認して参りました。場所は_____の前を東に行ったところ。2番は_____の西300メートルぐらい行ったところの西側で、住宅が建っているのですが、空き地を借りるということで、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番、4番お願いします。

森委員 7番、森です。7月9日に現地を確認して参りました。諸戸部会長、農業委員の田口さん、私と、地元推進委員、久居事務局と行って参りました。現場は_____の工場兼事務所の手前になります。事務局の説明通り、何の問題もないと思います。よろしく申し上げます。

議長 5、6、7番お願いします。

守山委員 15番 守山です。5、6、7番は片野地区で虫食い状態のように農地がどんどん宅地化しているところです。内容は事務局の説明通りです。

議長 8番から10番お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。8、9、10番につきましては小山地区の現地を確認できやんぐらいの場所です。8番は業者ですが、9番、10番は隣地の人が入り購入されるようです。これも事務局の説明通りで、何ら問題無いと思いますので、よろしくお願いします。5、6、7番は地元推進委員と私と事務局。8、9、10番は守山会長も出ていただきました。

議長 11番お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に守山会長、諸戸部会長、西森委員、地元推進委員、事務局とで確認して参りました。場所は_____の道を隔てて直ぐ西側。南側にも太陽光がありまして、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。12、13番お願いします。

西森委員 17番、西森です。9日に中谷委員、地元推進委員、白山の事務局と見て参りました。現状は田んぼ、去年の6月まで麦がしてあったということです。まだまだ活用できるのですが、太陽光にということで、あとは事務局の説明通りです。

議長 14から18番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。14番から最後まで説明します。14番は3条申請にありました_____の茶畑に入る駐車場として利用したいという、道ばたで車1台止まるくらいの駐車場です。15番は9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人が_____をすることです。16番は株式会社_____が、平成20年頃に閉園して現在に至っています。今後の事業の運営管理等は株式会社_____が隣接施設として併せて一体利用したいということです。敷地内に登記が付いてないところがあったので、これを購入したということでございます。

17番はこれも地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。_____の施設にしたいということです。18番も同じことで、詳細は省略いたします。以上です。

議長 16番について、場所は_____のところですか。

結城委員 18番、結城です。_____をしていたところです。

議長 それでは、他からのご意見はございませんか。ではお諮りします。ただい

ま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 久居、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 久居明神町風早 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 271㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 戸木町高川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 366㎡ 外2筆、合計面積 10,329㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に3年間の賃貸借権を設定し、申請地を資材置場用地として一時転用するものです。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域ですが、資材置場を目的とした一時的な利用に供するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号3、地区 久居、借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居井戸山町大口 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 5,293㎡の内800㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に5か月間の賃貸借権を設定し、申請地を資材置場用地として一時転用するものです。

申請地は、既に、転用許可不要の _____ の資材置場として利用されており、申請人が当該地を引き続き利用する計画です。

農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は11,400㎡で、その内訳は田が271㎡、畑が11,129㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺ひしたいと思ひます。1、2、3番お願ひします。

田口委員 6番、田口です。1番について地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、事務局と見て参りました。場所は_____の信号の直ぐ西です。2番は9日の日の大雨の止んだ頃でした。守山会長、諸戸部会長、森委員、事務局、地元推進委員と見て参りました。現場は砂利置き場、原材料置き場みたいな感じでした。

場所は_____南の500メートルのところ。3番については、_____の東約200メートルぐらいのところ。問題ございませんでした。一時転用の為、元に戻すということでした。事務局説明通りでございます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号 非農地証明願ひについてを議題といたします。事務局の説明をお願ひします。

事務局 15ページをご覧ください。

議案第5号 非農地証明願ひについて、でございます。

番号1、地区 久居、願出者 _____、申請地 戸木町宝録_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 273㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地に昭和50年時点で既に山林として管理し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は田で273㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

す。

田口委員 6番、田口です。9日に諸戸部会長、森委員、私と、地元推進委員、事務局と見て参りました。事務局の説明通りです。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮かりします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よつて、議案第5号については証明することに決定したいと思ひます。

次に別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で18,241㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,639㎡、契約件数は16件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で42,374㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,464㎡、契約件数は23件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,980㎡、畑の使用貸借で454㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,659㎡、契約件数は4件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて85,254㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて7,557㎡、合計契約件数は51件、合計面積は92,811㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区11件、白山地区6件、美杉地区1件で、合計22件、合計面積は41,012㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で43.2%、面積で44.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は26番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号8についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この1件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長

次に、整理番号49についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この1件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願い
します。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審
議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市
長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会します。

午後2時44分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年7月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____